

令和2年

第4回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和2年 第4回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年4月10日（金曜） 午後2時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

18名中 17名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 6名出席

5 議事

- ・報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第12号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第14号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 17 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 4 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。本日の総会は、新型コロナウイルス感染予防の対策として農業委員さんと 3・4・5 条の確認者の最適化推進委員さんのみの出席という形で総会を開催いたしましたのでよろしくお願いいたします。新型コロナウイルスについては、未だ終息の見込みは見えない状況ですので、委員の皆さんには体調管理には十分注意してください。また、事務局には定期異動で係長を迎え新体制のもとスタートしております。次に、農業委員会憲章の唱和を、本日は 11 番委員にお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 10 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 4 件、第 4 条によるもの 4 件、第 5 条によるもの 5 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 9 件、利用権の設定 49 件、使用貸借権の設定 10 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 9 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、14 番委員、15 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 4 号の 10 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順 10 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 報告第 4 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 報告第 4 号については、発言がないようですので、以上で報告第 4 号を終わります。続きまして、議案第 12 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 4 件、4 条 4 件、5 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 12 号農地法第 3 条による許可申請の 4 件の譲受人は、いずれも農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から順位 4 番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

- 議 長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 委 員 (異議なし。全員挙手。)
- 議 長 全員賛成ですので農地法3条4件は決定します。
つづきまして、第4条4件、第5条5件の転用許可について事務局より説明願います。
- 事務局 本議案第12号農地法第4条による、転用許可申請の4件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位4番までの、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。
また、農地法第5条による、転用許可申請の5件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位5番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。
- 議 長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。新型コロナウイルスの関係で事務局より簡潔に転用案件についての補足説明をお願いいたします。
- 事務局 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。
- 4条1番及び2番に関しては隣接地であり目的も同一であり一括して説明します。
申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ、約500mのところになります。申請面積は、順位1番が154㎡、順位2番が160㎡で、平成15年頃から地域の公衆用道路としての利用しており現在も道路として使用している状態で、追認申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透及び新設側溝となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。
 - 4条順位3番を説明します。
申請地は、阿蘇地域振興局から北東へ、約500mのところになります。申請面積は、376㎡で、平成23年頃から畑の一部を駐車場として利用し、その後全体を駐車場として整備し使用している状態で、追認申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透及び隣接の側溝へ接続となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。
 - 4条順位4番を説明します。
申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南西へ、3.8kmのところになります。申

請面積は、1, 116㎡で農業倉庫、管理舎、ロール置場等に転用する案件です。また、このうちの一部の管理舎部分156㎡は、平成16年2月に許可不要届の提出がっております。今回は、その後の令和元年12月頃にコンテナを利用した倉庫建設等の追認申請と、ロール置場等を計画した案件となります。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し隣接の水路へ放流。雨水については、隣接する既設側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農用地区域内農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、古城郵便局から東へ、約500mのところになります。申請人が、自動車整備工場用の駐車場(311㎡)を計画するものです。排水については、雨水のみで地下浸透及び隣接する水路への放流となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、南へ農地の広がりがある第1種農地です。転用判断については、第1種農地ではありますが、県道の沿道の区域であり車両の通行上必要な施設として自動車整備工場が例外的に認められているので、許可相当と判断します。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ、約500mのところになります。現在借家住まいのため、申請面積396㎡の敷地に平屋建個人住宅(延床面積134㎡)を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し新設側溝へ接続。雨水についても、雨水枡等を設置し、新設側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ、約500mのところになります。申請面積396㎡の敷地に事業用倉庫1棟、資材置場(346㎡)を計画するものです。排水については雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から東へ約500mのところになります。申請面積1,854㎡に太陽光発電パネル1,563㎡、管理道路291㎡を計画するものです。雨水については、集水枡を設置し、地下浸透する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、JR市ノ川駅から500m以内の第2種農地となります。代替地等の検討を行った結果の計画となります。なお、この案件は、平成31年2月に転用許可を受けましたが、工事用及び管理道路の確保のため転用面積が当初計画の1,078㎡から776㎡増えて1,85

4㎡となったために申請した案件です。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から西へ、400mのところになります。事業面積795.23㎡のうち転用申請面積425㎡の敷地に賃貸アパートを目的とした2階建共同住宅（延床面積331㎡）を設置するものです。生活雑排水及び汚水については、公共下水道へ接続します。雨水については、集水桝等を設置し側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、JR阿蘇駅から500m以内の第2種農地となります。第2種農地であり、集落内の建設となります。

以上で、現地調査の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

（発言なし）

議長 なければ4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

農業委員（16番） 4条の順位4番の件ですが、農業用倉庫として申請がでていますが、中について確認はされましたか。

事務局 中について確認は行い倉庫内については、資材置場と乳酸菌等を保管する場所と聞いております。

農業委員（16番） 噂によりますと、倉庫が自分の趣味を行う場所と聞いたことがあったので気になりました。また、管理舎と住居の違いを教えてください。ほとんど住んでいるのではないのでしょうか。

事務局 管理舎とは、ここでいうと畜産施設なので休憩所及びお産等に夜間の泊まり込む施設と考えます。原則的には管理舎については、一時的に利用するもので住居は日常的に住まいとするものと聞いております。

農業委員（16番） その点ですが管理舎が3棟建っているのではないのでしょうか。農政課に聞いたことがあるのだが管理舎が何棟もいるのでしょうか。道の反対側にも建っており親子で管理舎を個別に利用しているのではないかと。

議長 親子でやっているそうだがそのところはわかりますか。地元の農業委員2番委員。

農業委員（2番） 長男が酪農、次男が繁殖を行っている。道反対側の管理舎については、県が許可を出したと聞いた。

事務局 道反対側については、過去に全体で農業用施設での転用許可を行った後に、管理舎を作ったと聞いております。今回申請の管理舎は、平成16年2月に許可不要届を提出され許可を受けた案件であり、その他の農業倉庫及びロール置場と併せての申請となっています。

農業委員（5番） 現住所は、管理舎のところになっているのですか。

事務局 現住所は、申請場所ではない別の場所です。

農業委員（16番） 農業用倉庫に室外機がついているようですが、これについてはどのような目的でついているのでしょうか。何か他の用途に使用する目的があるのでは。

事務局 エアコンの室外機であり聞き取りですが、乳の品質あげるために、乳牛に与える乳酸菌を保管するので、温度管理をエアコンにより実施していると聞いております。

事務局 農業委員の方々からの意見について、農業用施設での転用は構わないが目的外の使用があるのではないかと疑問が残るので、目的外使用の禁止は当たり前ではありますが、条件を付して許可相当と判断するということではどうでしょうか。

議長 5番委員、16番委員よろしいですか。

5番16番委員 （わかりました）

議長 他に質問は、ありませんか。

農業委員（14番） 同じく4条4番の案件ですが農用地区域内農地とはどんな農地ですか。

事務局 農用地区域内農地とは、農業振興計画区域内農地となり農振地内という言い方をしており、農業用施設しか許可がおりない区域となります。過去にも畜舎や堆肥舎等が許可となっています。

農業委員（14番） わかりました。

議長 他に質問は、ありませんか。

農業委員（18番） 管理舎と住居はどう見分けるのか教えてください。

事務局 先ほどご説明しましたとおり、一時的に利用する場合は管理舎で、恒常的に利用する場合は住居となります。管理舎と住居のすみ分けは難しいものがあります。なぜなら農業用施設の環境整備としてトイレ・休憩所・台所・仮眠室等は備えても差し支えないと考えられるので、何度も言いますが一時的に利用する場合は管理舎で、恒常的に利用する場合は住居となります。それと住所を有しているかないかだと思います。

農業委員（10番） 同じ畜産をやっておりますが、エアコンをつけて温度管理をしなければならぬ添加剤はTMRとかルーメンに、はいつて安定するのだろうか。牛飼いかからすると、エアコンまで必要とする添加剤は疑問に感じます。

議長 建物設備については、色々のご意見が出ましたが、農業委員の方々から意見を総括しますと、農業用施設での転用は構わないが目的外の使用があるのではないかと疑問が残るので、先ほど事務局が申しましたとおり目的外使用の禁止は当たり前ではありますが、条件を付して許可相当と判断するということではいかがでしょうか。

委員 わかりました。

議長 4条4番の案件については、条件付き許可相当判断、その他は原案どおり賛成の方举手願います。

委員 （全員挙手。）

議 長 全員賛成ですので農地法4条4件、5条5件は決定します。

これで議案第3条、4条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第13号所有権移転の9件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から順位9番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第13号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転9件は決定します。

議 長 次に議案13号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第13号2番の利用権設定の49件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位49番まで、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第13号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

農業委員(4番) 順位6番の案件ですが、再設定となっておりますが新しい人と設定すると聞いていましたが、どうなっているのですか。

事務局 順位6番については、以前も利用権設定行っており借りる人が今回別の人になつたので再設定という形になり、初めて利用権を設定する場合のみ新規設定となります。

農業委員(4番) わかりました。

議 長 他に質問は、ありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定49件は決定します。

議 長 次に議案13号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第13号3番の使用貸借権設定の10件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位10番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第 13 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

農業委員 (2 番) 順位 6 番の案件ですが、貸人が 59 歳で借人が 84 歳なのですが逆ではないのですか。

事務局 事務局で確認しましたが、親子間の貸し借りであります。議案書のとおりで確認を取っております。

農業委員 (2 番) わかりました。

議 長 他に質問は、ありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定 10 件は決定します。
これで議案第 13 号すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 14 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 9 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 1 番委員と 6 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 10 番委員と 14 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 10 番委員と 14 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と 14 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 9 番委員と 20 番委員にお願いしたいと思います。

順位 6 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 7 番委員と 8 番委員にお願いしたいと思います。

順位 7 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と 14 番委員にお願いしたいと思います。

順位 8 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 3 番委員と 5 番委員にお願いしたいと思います。

順位 9 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 12 番委員と 19 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 14 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 14 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。